

2013. 10. 2

アレルギー物質を含む食品に関する表示について特定原材料に準ずるものとして、新たに「カシューナッツ」・「ごま」の2品目が追加されました。

消費者庁は平成 25 年9月 20 日、特定原材料に準ずるものとして、新たに「カシューナッツ」及び「ごま」を追加することとしました。これにより、アレルギー表示対象品目は、特定原材料(表示義務付け)が7品目、特定原材料に準ずるもの(表示奨励)が 20 品目となります。

○食物アレルギーとは、特定の食品を飲食することが原因で、じんましんなどの皮膚症状、下痢・嘔吐・腹痛など消化器症状、鼻・眼粘膜症状、咳・呼吸困難などの呼吸器症状などを起こす現象です。

○アレルギー表示対象品目

規 定	特定原材料等の名称	理 由
府 令 (表示義務付け)	卵、乳、小麦、えび、かに そば、落花生	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの
通 知 (表示奨励)	あわび、いか、いくら、オレンジ、 カシューナッツ、キウイフルーツ、 牛肉、くるみ、 <u>ごま</u> 、さけ、さば、 大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 まつたけ、もも、やまいも、りんご	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの
	ゼラチン	牛肉・豚肉由来であることが多いが、単独の表示の要望、指摘が多いもの

■ ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
shokusei@pref.nagano.lg.jp までお寄せください。

■ すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hasshin/haishin.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

・最寄りの保健福祉事務所(保健所) 食品衛生相談窓口